

生活困窮者自立支援事業

生活の不安や悩みごとには、「経済的に不安がある。」「家賃が払えない。」「ひきこもりや不登校など気になる家族がいる。」「多額の借金がある。」「どこに相談してよいのかわからない。」等、様々な問題があります。

これらの問題に対し、生活困窮者自立支援法がめざす生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めるため、県社協からの委託を受け、相談の拠点となる『くらしサポートセンター石井』を設置しています。

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

- ・相談支援員（兼）就労支援員（県社協駐在職員）を配置し、相談窓口では一人ひとりの状況をアセスメントし、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、他の専門機関と連携し、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- ・地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備を図り生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

(2) 生活困窮者の定義規定の明確化による生活困窮者の見直しを図ります。

- ・「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直され定義が明確化されたことによりアウトリーチを徹底し、生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組みます。また、行政及び福祉関係機関と緊密な連携を図り生活困窮者の把握に努めます。

(3) 生活困りごと相談日を開設し相談体制の強化を図ります。

◆開設日◆毎月 第1・3火曜日

◆時 間◆9：00～12：00

◆場 所◆石井町社会福祉協議会 2階 会議室

◆内容等◆生活費、ひきこもり、就労等の困り事に、相談支援員が対応・支援します。